

平成27年度 第5回香取市農業委員会総会議事録

平成27年8月21日

8月21日（金）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は42名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	13番	高城博
14番	塙武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一
20番	佐藤義男	21番	林弘
22番	宮田毅	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道
26番	星越清徳	27番	飯森茂
28番	高木彌	29番	大堀潔
30番	高木重樹	31番	高木哲吉
32番	栗林利男	33番	菅谷晁
34番	伊藤寛	35番	椿康弘

36番 本 宮 敏 雄
38番 菱 木 重 雄
40番 多 田 晃 一
42番 三 橋 和 男

37番 宮 負 厚 美
39番 小 倉 新 一
41番 大 須 賀 常 政
43番 小 林 一 男

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

12番 宮 崎 正 子

1. 事務局職員出席者

事務局長 八 本 栄 男
農地班長 越 川 泰 克
主 査 伊 藤 健

管理班長 椎 名 正 志
副 主 幹 伊 能 弘

開会 午後 2時56分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、42名です。

欠席委員は、12番 宮崎正子委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成27年度第5回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、19番 野平謙一委員、27番 飯森 茂委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第7 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成27年8月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲渡人が農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

整理番号2番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号3番 譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人が以前より借地している農地を売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号6番、譲受人が自作地に隣接し、耕作利便である賃借農地を売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号7番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号8番、譲受人が自作地に隣接し、耕作利便である賃借農地を売買により所有権移転を受けるものであります。

以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班 班長 高木 彌委員。

28番高木委員 事前審査会の報告をいたします。

去る、8月12日、水曜日午後1時30分より市役所3階301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は8件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取

得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見ををお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号5番 伊能委員。

5番伊能委員 それでは、整理番号1について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2番について、6番 菅谷委員。

6番菅谷委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、3番、4番の2件について、15番 篠塚委員。

15番篠塚委員 3番、4番について、ご説明をいたします。

はじめに整理番号3番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が賃貸農地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、5番、6番の2件について、17番 向後委員。

17番向後委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している賃借農地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番について、31番 高木委員。

31番高木委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番について、32番 栗林委員。

32番栗林委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している賃借農地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成27年8月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番、資材置場用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、例外規定として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

整理番号3番、貸駐車場用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、例外規定として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班 班長 高木 彌委員。

28番高木委員 議案第2号 事前審査会の審査結果について、ご報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は3件であります。

このうち、整理番号2番について、現地調査を行いました。

審査結果について、報告いたします。

現地調査を行った結果、整理番号2番について実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、農地法第4条第1項の許可要件を満たしているものと考えら

れ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、11番 林委員。

1 1番林委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、〇〇のほぼ中央に位置し回りは宅地となっている現在畑として使われている申請地です。

申請人は、現在アパート住まいであり、結婚・出産で手狭となったため専用住宅を建築するものです。

雨水や汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流とのことで、隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、2番について、15番 篠塚委員。

1 5番篠塚委員 整理番号2について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所の説明ですが、〇〇〇〇の先に〇〇〇〇所があります。その前の〇〇を右に曲がりまして、〇キロ位行った所に〇〇〇〇という〇〇さんがありますが、その先に〇メートル位行った所の右側でございます。

申請者は、自宅敷地内で〇〇〇〇を営んでおりますが、資材やトラック等で手狭となっております。申請地を〇〇〇〇として使用するものであります。

雨水は敷地内浸透で、隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、3番について、38番 菱木委員。

3 8番菱木委員 整理番号3について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇や〇〇〇〇が近く需要が見込めるため、貸駐車場として使用する計画とのことであります。

雨水は敷地内処理で、隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満た

しており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年8月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用を伴う使用貸借権設定で、専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番、転用を伴う賃借権設定で駐車場用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、例外規定として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

なお、本案件は一部、事前着工により始末書を添付しております。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

申請地は、都市計画用途区域内の第1種居住地域に位置し小集団の生産性の低い農地であ

り、第3種農地であります。

整理番号4番、転用を伴う使用貸借権設定で、専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、整理番号5番は冒頭説明のとおり取り下げをいたしますので、説明は省略いたします。

整理番号6番および7番は関連案件であります。

転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことです。

申請地は、都市計画用途区域内の第1種居住地域に位置し、小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地であります。

整理番号8番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことです。

申請地は、都市計画用途区域内の第1種居住地域に位置し、小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地であります。

以上、7件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班 班長 高木 彌委員。

28番高木委員 議案第3号 事前審査会の審査結果について、ご報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は7件であります。

このうち、整理番号2番について、現地調査を行いました。

現地調査を行った結果、整理番号2番については実効性等問題ないとの意見でありました。

また、他の案件についても、農地法第5条第1項の許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、4番 今泉委員。

4番今泉委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇より〇〇へ直線で〇〇メートル位の所です。

譲受人は実家に戻り農業を手伝うことになりましたが、ほかに適地がなく申請地に住宅を建築することです。

用水は水道、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流とのことで、土地改良区の同意もあります。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番について、21番 林委員。

21番林委員 整理番号2番について、説明いたします。

まず、場所なんですけれども、〇〇〇〇というのが〇〇〇〇にありまして、その下の〇〇を〇〇〇〇方面から行くと直進していただきまして〇〇メートル位行った所の左側の田んぼです。

この申請は、ここにもありますように備考欄に始末書付きでございます。

譲受人は〇〇〇を経営していきまして、申請地を〇〇の送迎車、また職員の駐車場として今も既に一部使っていて狭いという理由で拡張したいということです。

雨水は敷地内浸透で、隣接農地所有者への説明もしてありますし、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 整理番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

書類および現地調査の結果、申請地は地目田、現況は不作地でございます。

周辺は〇〇〇〇に〇メートル、〇〇〇に〇メートルの近くにありまして、都市整備が進んでおる所でございます。

なお、申請地は上下水道が整備され地元土地改良区の同意もあり、資金計画・建設計画も確立されており申請理由からも、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、34番 伊藤委員。

34番伊藤委員 整理番号4について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所の説明ですが、香取市〇〇〇〇前を〇〇方面に向かいますと、〇〇〇〇の〇〇〇にぶつかります。それを〇〇方面に向かって行きますと、右側に〇〇という〇〇〇がございます。

その〇〇〇さんの脇を右折しまして、〇〇の集落の中へ入っていくわけでございますけれども、約〇〇メートル位行った所でございます。

譲受人は、現在アパートにて生活していますが、今回実家の隣接地へ住宅を新築するものです。

用水は上水道、雨水は自然浸透で、汚水・雑排水は集落排水施設へ放流とのことです。

隣接農地は自己所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、5番については取下げとなりました。

次に、6番から8番の3件について、42番 三橋委員。

4 2番三橋委員 最初に6番、7番が関連案件でございますので、ご説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇道の前の〇〇〇〇〇の手前を〇〇〇〇〇の方に向かって行きますと、〇〇〇の事務所の所を〇メートル位入った所でございます。

譲受人は、現在アパートで生活しており、今回良好な住環境を確保するため、住宅を建築する計画です。

用水は水道、雨水や汚水・雑排水は市下水道へ接続とのことです。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

次に、整理番号8について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇の手前を〇〇寄りへ〇メートル位の所でございます。

譲受人は、現在借家住まいであり、子どもが生まれ手狭になったため、申請地へ住宅を建築するとのことです。

用水は水道、雨水は自然浸透とのことで、汚水・雑排水は下水道へ接続とのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成27年8月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成27年度第5次農用地利用集積計画1番から2番までの申請であります。

賃借権の設定、新規が1件、田で8,100㎡。

再設定が1件、畑で2,900㎡です。

以上、2件の第5次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく、ご審議ほどお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号から報告第3号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成27年8月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は1件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成27年8月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、3件であります。

報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成27年8月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件であります。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時29分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人